

HTT032-03

会場: 202

時間: 5月24日11:15-11:30

## 基盤地図情報の更新と地方公共団体における地図整備の連携について

### Mutual liaison between the revision of Fundamental Geospatial Data and the development of maps in the local governments

出口 智恵<sup>1\*</sup>, 島田 久嗣<sup>1</sup>, 伊藤 裕之<sup>1</sup>

Chie DEGUCHI<sup>1\*</sup>, Hisatsugu SHIMADA<sup>1</sup>, Hiroyuki ITO<sup>1</sup>

<sup>1</sup>国土地理院

<sup>1</sup>GSI of Japan

平成19年5月に成立した地理空間情報活用推進基本法（以下、「基本法」）に基づき、国土地理院では電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる「基盤地図情報」の整備・提供を進めている。本整備事業においては、初期整備を進める一方で更新に向けた取組も開始しており、既存の測量成果や自治行政との調和を考慮した更新体制の構築を目指している。

まず初期整備については、既存の測量成果等を用いて、平成21年度末までに約62,000km<sup>2</sup>（約580市町村）の地域における基盤地図情報（縮尺レベル2,500）の初期整備を実施した（ちなみに、基盤地図情報（縮尺レベル25,000）については、平成19年度に全国整備完了・提供開始済み）。今後は、平成23年度末までに全国の都市計画区域（約100,000km<sup>2</sup>）について基盤地図情報（縮尺レベル2,500）の初期整備を完了することを目指す。

また、基盤地図情報の利用を広げるためにはその鮮度を確保・保証することが重要となることから、更新に向けた取組として、各種測量成果を使用した基盤地図情報の更新手法の検討も進めている。たとえば、道路工事完成図面や道路台帳データ、都市計画図などの測量成果を用いて基盤地図情報を更新するための作業マニュアルを作成するとともに、変化情報を効率よく収集し基盤地図情報に取り込むためのスキームについて、地方公共団体の方々にご協力いただきながら、実証実験を通して検討している。

さらに、基盤地図情報の利活用を推進するため、地方公共団体の地図整備業務において基盤地図情報を使用した場合の使用効果の検証、及び使用する場合の作業マニュアル等の整備も行っている。実証実験による試算によれば、基盤地図情報が適切に更新されている場合、都市計画図の更新は基盤地図情報を用いることにより従来より2～3割の経費削減が可能であることが判っている。

政府の財政状況が厳しい折、基盤地図情報整備事業は国と地方公共団体が相互に協力・連携することが必須である。今後も引き続き、既存の資源（測量成果）を有効活用すべく、地方公共団体等が実施している地図整備業務とうまく連携して基盤地図情報整備事業を進めていきたい。

キーワード: 基盤地図情報, 地理空間情報活用推進基本法, 公共測量, 位置の基準, シームレス, インターネットによる無償提供

Keywords: Fundamental Geospatial Data, NSDI Act of Japan, Public Survey, positional reference, seamless, provision without charge through the Internet